

利用許諾条件書

本利用許諾条件(以下「本条件書」という)は、独立行政法人情報処理推進機構(以下「IPA」という)が提供する「汎用的教育コンテンツ」(「汎用的教育コンテンツ利用申込書」(以下「利用申込書」という)記載の「汎用的教育コンテンツ」を指し、以下「本教育コンテンツ」という)の利用に関するものです。

本教育コンテンツを利用する前に、本条件書記載のすべての条項に同意していただく必要があります。本条件書のいずれかの条項に同意していただけない場合は、利用しないで下さい。

第1条 利用の許諾

1. 利用申込書に基づく申し込みに対して IPA から承諾を受けた者(以下「利用者」という)は、本条件書記載の条件に従って、本教育コンテンツ(関連する一切のドキュメントを含む。以下同様)を、日本国内の高等教育機関(大学(学部、大学院)、短期大学、高等専門学校、専門学校)、国及び都道府県の行政機関又は独立行政法人が設置する各教育機関(以下、これらを“許諾教育機関”という)の教育目的のために利用することができます。
2. 前項所定の目的以外のための利用については、別途の許諾が必要です。
3. 利用申込書記載の内容(「教育コンテンツ利用範囲」欄の記載内容を除く)に変更が生じた場合は、遅滞なくIPAに通知するものとします。

第2条 著作権など

本教育コンテンツに関する著作権、その他のすべての知的財産権は IPA へ独占的に帰属します。

また、本条件書のもと明白に許諾されていない権利は全て IPA に留保されています。

第3条 対価など

本条件書 に基づく本教育コンテンツの利用は無償です。

第4条 コンテンツの加除変更

利用者は、第1条第1項所定の目的のために、以下の条件の下で本教育コンテンツを加除変更することができます(著作権その他の権利表示を除く)。

1. 加除変更の前後の各コンテンツの内容が明確に判別できること。
2. 加除変更前のコンテンツが IPA の著作物である旨、及び当該コンテンツの入手方法を、加除変更後のコンテンツに容易に視認できる態様で明記すること。
3. 加除変更後のコンテンツの利用についても、本条件書の各条項に従うこと。

第5条 コンテンツの配布

1. 利用者は、利用申込書の「教育コンテンツ利用範囲」欄記載の許諾教育機関・学部学科等（以下「利用機関等」という）の教職員その他学生の指導に当たる者、及び右利用機関等の学生に対して、本教育コンテンツを配布することができます。前条によって加除変更したコンテンツについても同様とします。
2. 利用機関等以外の許諾教育機関・学部学科等に所属する教職員等への配布については、次のとおりとします。
 - (1) 前条によって加除変更したコンテンツについては、IPAと事前に協議し、その結果に従うものとします。
 - (2) 本教育コンテンツについては、当該教職員等が直接にIPAに別途利用申込をすることとします。
 - (3) 利用者は、本条第1項に基づく配布に際して、本条件書所定の各条項が右配布を受ける者に対しても適用される旨を、当該配布を受ける者に告げるものとします。
但し、利用者が所属する許諾教育機関の学生に、テスト問題、演習課題等として配布する場合は、この限りではありません。

第6条 免責

本教育コンテンツの導入、利用および利用結果については、すべて利用者の責任とさせていただきます。

第7条 利用状況等の公表

IPAは、本教育コンテンツの普及促進の観点から、利用機関等の名称、その他の事項（個人の氏名その他個人情報に該当する事項を除く）を、社会的に相当と認められる範囲と態様の下で、公表する場合があります。

第8条 禁止事項ならびに、利用の中止について

1. 利用者は、以下に該当する行為を行わないで下さい。IPAは、これらの行為を厳しく禁止します。
本教育コンテンツの販売、有料セミナーでの使用その他、営利目的で使用する事。
2. 利用者が本条件書に違反した場合、IPA は本教育コンテンツの利用を禁止することがあります。この場合、利用者は、本教育コンテンツの利用を直ちに中止しなければなりません。

第9条 利用者の設備

利用者は、本教育コンテンツを利用するために必要なすべての機器（ソフトウェア及び演習に係るすべてのものを含みます。）を自己の負担において準備するものとします。その際、必要な手続は、利用者が自己の責任で行うものとします。

以上